



ハンセン病 「特別法廷」の問題を 考える

～最高裁の“検証”をチェックする～

■日時／平成27年

11月8日(日)

午後2時～4時 (開場／午後1時30分)

■講師

徳田靖之 弁護士

(大分県弁護士会所属、菊池事件再審弁護団代表)

■場所

岡山弁護士会館 2階大会議室

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29



※会場に駐車場はありません。
来場は公共交通機関をご利用ください。

ハンセン病療養所の入所者たちは、過去、公開の法廷で裁判を受けることができず、療養所内に設けられた「特別法廷」で非公開のまま裁判を受けてきました。最高裁判所によれば、その件数は95件にも上ります。最高裁は昨年5月、調査委員会を立ち上げて関係者からの聴き取りを実施し、ことし9月からは外部有識者委員も加えて検証が進められています。報道によれば、来年3月末までには報告書がまとまるとのことです。

憲法82条1項が裁判の公開を定めている趣旨は、裁判における適正手続や裁判の公正を保障する点にあります。ところが、非公開の裁判で、ハンセン病療養所入所者たちは、国民のチェックを受けない“密室裁判”を受け続けてきたのです。

岡山弁護士会では、「特別法廷」問題に造詣の深い、徳田靖之弁護士をお招きし、「特別法廷」の問題点、最高裁の検証の内容について考える講演会を企画しました。ぜひご参加ください。

参加料
無料

事前予約
不要

■主催・お問い合わせ先

岡山弁護士会 TEL.086-223-4401

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29

<http://www.okaben.or.jp>

岡山弁護士会

検索